

## Q2-3

### 資金収支計算の方法は？

- ① 当校において平成21年4月に入学する新入生の授業料等は、入学年度の前年度の末日までに納付することになっており、平成21年3月末で入学者全員分3億円を収受しました。平成21年3月終了年度（以下「平成21年3月期」という。）及び平成22年3月終了年度（以下「平成22年3月期」という。）の会計処理について説明して下さい。
- ② 平成21年3月にかねてから建設中の体育館が完成しましたが、3月末時点では代金1億円が未払となっています。平成21年3月期及び22年3月期の会計処理について説明して下さい。

## A

### 1 諸活動に対応する収支と支払資金の収支の調整について

資金収支計算の目的は、当該会計年度の諸活動に対応する収入支出の内容を明らかにすること及び当該会計年度の支払資金の収入支出のてん末を明らかにすることです（「基準」第6条）。

諸活動に対応する収支と実際の支払資金の収支が一致している場合には、支払資金の収支をそのままその年度の資金収支として処理すればよいのですが、以下のように不一致が生じている場合があります。

- ① 当該会計年度の諸活動に対応する収入だが支払資金の収受は前会計年度以前に行われているもの

例えば、新入生の入学金や授業料等で入学年度前に収受したものが該当します。この場合には収入があった年度に前受金収入として会計処理し、入学

した年度に学生生徒等納付金収入に振り替えるとともに資金収入調整勘定として表示，調整します。

- ② 当該会計年度の諸活動に対応する収入だが，翌年度以降の支払資金の収入となるもの

例えば，当該年度末で授業料が未納の場合等が該当します。この場合には当該年度の学生生徒等納付金収入に含めて計上するとともに，実際の入金はないため資金収入調整勘定として表示，マイナスし，入金があった年度で前期末未収入金収入（その他の収入）として会計処理します。

- ③ 当該会計年度の諸活動に対応する支出だが支払資金の支払は前会計年度以前に行われていたもの

例えば，当年度に納品された消耗品の代金を前年度に前払していたような場合が該当します。この場合には，前年度では前払金支払支出（その他の支出）として会計処理し，当年度に経費支出に振り替えるとともに資金支出調整勘定として表示，調整します。

- ④ 当該年度の諸活動に対応する支出だが支払資金の支払は翌年度以降となるもの

例えば，教育研究用機器備品を購入したが年度末現在では未払となっているような場合等が該当します。この場合には，購入年度で教育研究用機器備品支出として計上するとともに，実際の支払はないため，資金支出調整勘定として表示，マイナスし，支払があった年度で前期末未払金支払支出（その他の支出）として会計処理します。

## 2 ご質問に対する回答

ご質問①のケースは，上記①に該当し，次のような仕訳処理が行われます。

### 【平成21年3月期】

(借方) 支払資金 300,000千円 / (貸方) 前受金収入 300,000千円

### 【平成22年3月期】

(借方) 支払資金 300,000千円 / (貸方) 学生生徒等納付金収入  
300,000千円  
(借方) 前期末前受金 300,000千円 / (貸方) 支払資金 300,000千円  
(資金収入調整勘定)

新入生に対して実際の教育活動が行われるのは平成22年3月期であり、平成22年3月期の「諸活動に対応する収入」として学生生徒等納付金収入300,000千円が計上されます。しかし、支払資金は平成21年3月期にすでに収受されており、このままでは重複しますので、平成22年3月期の支払資金の収入から控除するために資金収入調整勘定である前期末前受金に計上処理します。

ご質問②のケースは、④に該当し下記のような仕訳処理が行われます。

### 【平成21年3月期】

(借方) 建物支出 100,000千円 / (貸方) 支払資金 100,000千円  
(施設関係支出)  
(借方) 支払資金 100,000千円 / (貸方) 期末未払金 100,000千円  
(資金支出調整勘定)

体育館は、平成21年3月期に完成しており平成21年3月期の「諸活動に対応する支出」として建物支出100,000千円が計上されます。しかし、実際の支払は翌期になりますから、平成21年3月期の支払資金の支出をなかったことにするため、資金支出調整勘定である期末未払金を100,000千円計上し、支出のマ

## Q3-8

### 基本金組入額・取崩額の表示方法は？

基本金組入額及び取崩額は、消費収支計算書上、どのように表示するのですか。また、消費収支内訳表ではどこの部門で計上するのですか。



#### 1 消費収支計算書

消費収支計算書は、毎会計年度の消費収入と消費支出について、その内容及び均衡の状態を明らかにするために作成される報告書です（「基準」第15条）。消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とならない収入）から基本金組入額を控除して算定されます。また消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて算定されます。そして、これらの消費収入と消費支出を対照して消費収支計算を行います（「基準」第16条）。

#### 2 基本金に係る消費収支計算書の記載方法

基本金組入額は、当該会計年度の帰属収入合計から控除する形式で表示することとされています。これは学校法人が、継続的に維持すべき資産に対して基本金として組み入れる金額は、消費支出に充当する前に優先的に確保すべきであるという学校法人会計の基本的な考え方に基づくものといえます。そして、帰属収入の額から基本金組入額を控除した額を消費収入といい、消費支出に充当する額となります。

一方、基本金の取崩額は、「翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消

費支出超過額)」の前に「基本金取崩額」として表示します。すなわち、基本金取崩額は過年度に組み入れた基本金の戻入れであるので、当年度の消費収支に影響を与えず、過年度の消費収支差額の累積額である「前年度繰越消費収入超過額（又は消費支出超過額）」に加算（又は減算）する形で記載します。

基本金の修正額は、厳密には過年度の基本金組入額の修正であるので、基本金取崩額同様に「前年度繰越消費収入超過額（又は消費支出超過額）」に加減算すべきとも考えられますが、基本金対象資産に変更があるわけでもなく、通常、修正金額が多額にはならないので、「基本金組入額合計」の中で修正増減差額を調整（相殺）して一括表示することとされています。

基本金に係る消費収支計算書の記載例を示せば、次の通りになります。

### 消費収支計算書

平成〇〇年4月1日から

平成〇〇年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金				
授業料				
入学金				
実験実習料				
施設設備資金				
(何)				
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
帰属収入合計	880,000	875,000	5,000	
基本金組入額合計	△ 50,000	△ 48,950	△ 1,050	
消費収入の部合計	830,000	826,050	3,950	

消費支出の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費				
教員人件費				
職員人件費				
役員報酬				
退職給与引当金繰入額（又は退職金）				
（何）				
消費支出の部合計	832,000	836,000	△ 4,000	
当年度消費支出超過額	2,000	9,950		
前年度繰越消費支出超過額	120,000	120,000		
基本金取崩額	220,000	230,000		
翌年度繰越消費収入超過額	98,000	100,050		

### 3 各部門別の基本金組入額の算定方法

消費収支内訳表を作成する場合における基本金組入額の各部門への配分額は、要組入資産の各部門での使用状況に応じて計算します。

例えば、学校法人で教育研究用の固定資産（要組入資産）を取得し、大学部門のみが使用している場合には、当該資産に係る基本金組入額は全額大学部門で計上します。

一方、大学部門の他、法人部門でも使用する場合には、それぞれの部門での使用面積等で基本金組入額を按分して各部門で計上することになります。また、自己資金と借入金によって上記の固定資産を取得し、借入金に係る分の未組入れが生じている場合には、借入金返済時に返済額に相当する基本金組入額について各部門へ配分することになりますが、これについても同様に使用状況に応じて各部門に配分します。